No.291 2022/8/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

暗号資産(仮想通貨)の税務上の取扱い～個人の場合

Q 私は個人で暗号資産（仮想通貨）を保有していますが、現在、暗号資産の税務上の取扱いはどうなっていますでしょうか？そのポイントを教えてください。

解説

暗号資産の取扱いについては、法人で持っている場合と個人で持っている場合とは異なる取扱いとなっています。

1． 取得価額

総平均法又は移動平均法のうちいずれか選択した方法となります。選択しない場合は、個人においては総平均法となります。選択する場合は、その年度の確定申告期限（原則、翌年３月15日）までに、所定の届出書を提出する必要があります。
なお、取得時に手数料を支払っていたら、その支払手数料の額を暗号資産の本体価格に加算して、その暗号資産の取得価額とします。

2． 所得の総収入金額に計上すべき時期

原則として売却等をした暗号資産の引渡しがあった日の属する年分となります。ただし、選択により、その暗号資産の売却等に関する契約をした日の属する年分とすることもできます。暗号資産により生じた利益は、所得税の課税対象となり、原則として雑所得に区分されます。（事業として認められる場合は、事業所得に区分されます。）

3． 必要経費

暗号資産の売却による所得の計算上、必要経費に算入できる金額は、
具体的には、売却の際に支払った手数料の他、インターネットやスマートフォン等の回線利用料、パソコン等の購入費用などで暗号資産の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額となります。
なお、一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用については、業務の執行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合に限り、必要経費に算入します。

要するに…

暗号資産を個人で保有している場合、その譲渡利益は雑所得に区分されます。必要経費が増えれば、その分所得税は減りますが、プライベートと業務にまたがる費用については、かなり厳しい取り扱いとなっていますので注意が必要です。